

粉末活性炭倉庫定期点検委託（松ヶ崎浄水場他）

特 記 仕 様 書

京 都 市 上 下 水 道 局

1 適用範囲

本特記仕様書は「粉末活性炭倉庫定期点検委託（松ヶ崎浄水場他）」に適用する。

作業は、特記仕様書及び添付図面（以下「仕様書等」という。）に従い施行しなければならない。

2 疑義

仕様書等に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

3 法令などの遵守

受注者は、作業の実施に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

4 単位

使用する単位は、国際単位系(SI)を標準とする。

5 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- (1) 作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用
- (2) 第 12 項に必要な費用
- (3) 各種の試験及び検査に必要な費用
- (4) 発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償
- (5) 官公署などに対する届出などの手続に必要な費用
- (6) その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用

6 官公署への手続の代行

受注者は、作業の実施に当たり、関係官公署及び地区電気事業者等への届出その他必要な手続きを代行すること。

7 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

- (1) 受注者が発注者の指示に従わないとき。
- (2) 受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。

(3) その他、必要が生じたとき。

8 仕様変更

発注者は、必要がある場合には仕様変更を行う。

9 水及び電力

作業に必要な水及び電力は、発注者が支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は局職員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、発注者は支給を止めることができる。

10 提出書類

(1) 着手時

受注者は、作業の着手前において、次の書類を局職員の指示に従い提出すること。

- | | |
|--|-----|
| ア 着手届 | 1 部 |
| イ 作業工程表 | 1 部 |
| ウ 担当技術者通知書（資格者証等を含む） | 1 部 |
| エ 労働保険関係成立等証明願（労働者災害補償保険及び雇用保険）各 1 部 | |
| ※労働保険料申告書（事業主控）、労働保険料納付書（領収証書）、労働保険料等口座振替結果のお知らせのいずれかでもよい。 | |
| オ その他必要書類 | 1 部 |

(2) 完成時

受注者は、本作業終了後速やかに、次の書類を局職員の指示に従い作成し、提出すること。

- | | |
|--------------|-----|
| ア 完成通知書 | 2 部 |
| イ 第26項に基づく書類 | 1 部 |

11 就業時間

就業時間は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までを除く）とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けること。

12 承諾又は立会いを受ける事項

受注者は、次の各号についてはすべて局職員と事前に協議したうえ、承諾又は立会いを受けること。

- (1) 作業計画に関すること。
- (2) 作業に関連する第三者との協議に関すること。
- (3) 作業上支障となるものの処置に関すること。

13 保護養生

受注者は、作業の実施に当たり、既設施設を汚損又はこれらに損傷を与えるおそれがあるときは、適切な保護養生を行うこと。

14 安全衛生管理など

受注者は、作業の実施に当たり、労働環境の安全衛生及び災害防止などについて、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行うこと。
- (2) 施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意すること。
- (3) 作業中は、必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理清掃を行うこと。特に、歩行者の安全対策については、特記仕様書の指示事項を遵守し、安全確保に努めること。
- (4) 本作業は、浄水場での作業となるため、衛生の保持に努め、不潔な行為をしてはならない。
- (5) 発注者は、必要に応じて、業務に従事する者の検便検査結果、その他の衛生検査結果の提出を求めることがある。
- (6) 法規に定められていない事項についても、局職員が必要と認めて指示する場合は実施すること。

15 公害防止

受注者は、作業の実施に当たり、公害関係法規（大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、振動規制法、悪臭防止法等）を遵守し、公害防止の措置を講ずること。

なお、法規に定められていない事項についても、騒音振動、悪臭等の公害の発生の防止に努め、局職員が必要と認めて指示する場合は、公害防止の措置を講ずること。

16 応急措置

天災などの異常事態が生じたとき、又は予想されるとき、発注者は応急措置の実施を命ずることがある。この場合、受注者は速やかにこれに応じること。

17 労働保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式により労働保険関係成立等証明願等を提出しなければならない。

18 作業概要

本件は、以下の作業を行うものである。

- (1) 建築基準法（以下「法」という。）第12条第4項の規定に基づき、「建築設備（昇降機を除く。）」を点検し、その結果を報告する。
- (2) (1)の点検結果において要是正項目がある場合は、「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」を参考に、重大な事故等につながる恐れのある指摘内容があるかを確認する。該当がない場合はその旨を報告し、該当がある場合は想定される被害の内容、是正方法及び是正に要する概算費用を検討したうえで、その結果を報告する。

19 作業場所

- (1) 京都市左京区松ヶ崎中海道町9番地 松ヶ崎浄水場 （粉末活性炭倉庫1号）
- (2) 京都市山科区勧修寺丸山町1番地 新山科浄水場 （粉末活性炭倉庫）

20 完成期限

令和8年1月31日 とする。

21 点検の対象施設

点検の対象施設（棟単位）は、別紙1のとおりである。

22 点検の対象項目

- ・ 建築設備（昇降機を除く。）

法第12条第4項に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明設備、給水設備及び排水設備を点検する。

換気設備及び排煙設備の測定等の点検の有無については、別紙1のとおりである。

なお、測定等とは、換気量、温度、相対湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素含有率、二酸化炭素含有率、気流及び排煙風量の測定、並びに中央管理室における制御及び作動の状況の確認のことをいう。

23 点検の基準

点検の基準は以下のとおりである。

(1) 法 令

- ・ 建築設備（昇降機を除く。）

ア 法第12条第4項

イ 法施行規則第6条の2

ウ 平成20年3月10日国土交通省告示第285号

(2) 点検基準

- ・ 建築設備（昇降機を除く。）

ア 「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」（一般財団法人 日本建築防災協会）

イ 「特定建築物定期調査業務基（2016年改訂版）」（一般財団法人 日本建築防災協会）

ウ 「建築設備定期検査業務基準書（2016年版）」（財団法人 日本建築設備・昇降機センター）

エ 「国の機関の建築物の点検・ガイドライン（平成29年版）」

（一般財団法人 建築保全センター）

(3) 参考資料

「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」

（京都市都市計画局公共建築部公共建築企画課）

24 点検の資格

点検者は、次のいずれかの資格を有していること。

点検できる者	点検対象
	建築設備
一級建築士	○
二級建築士	○
建築物調査員	—
建築設備検査員	○
防火設備検査員	—

※契約締結後、速やかに資格者証の写しを提出すること。

25 貸与品

対象施設（棟単位）の貸与可能な資料、数量及び規格は、別紙2を参照すること。また、引渡場所は水道部施設課の執務室、引渡時期は作業着手時、返却時期は作業完了時とする。

26 成果品

成果品として、以下の書類を対象施設（棟単位）ごとに、紙1部及び電子データ（エクセル形式）1部を提出すること。

- ・ 建築設備（昇降機を除く。）

ア 定期点検記録（点検様式3-1）

イ 点検記録表（点検様式3-2-1～3-2-4）

ウ 関係写真（点検様式3-3）

エ 換気状況評価表、換気風量測定表、排煙風量測定記録表及び非常用照明装置の照度測定表

（別表1～4）

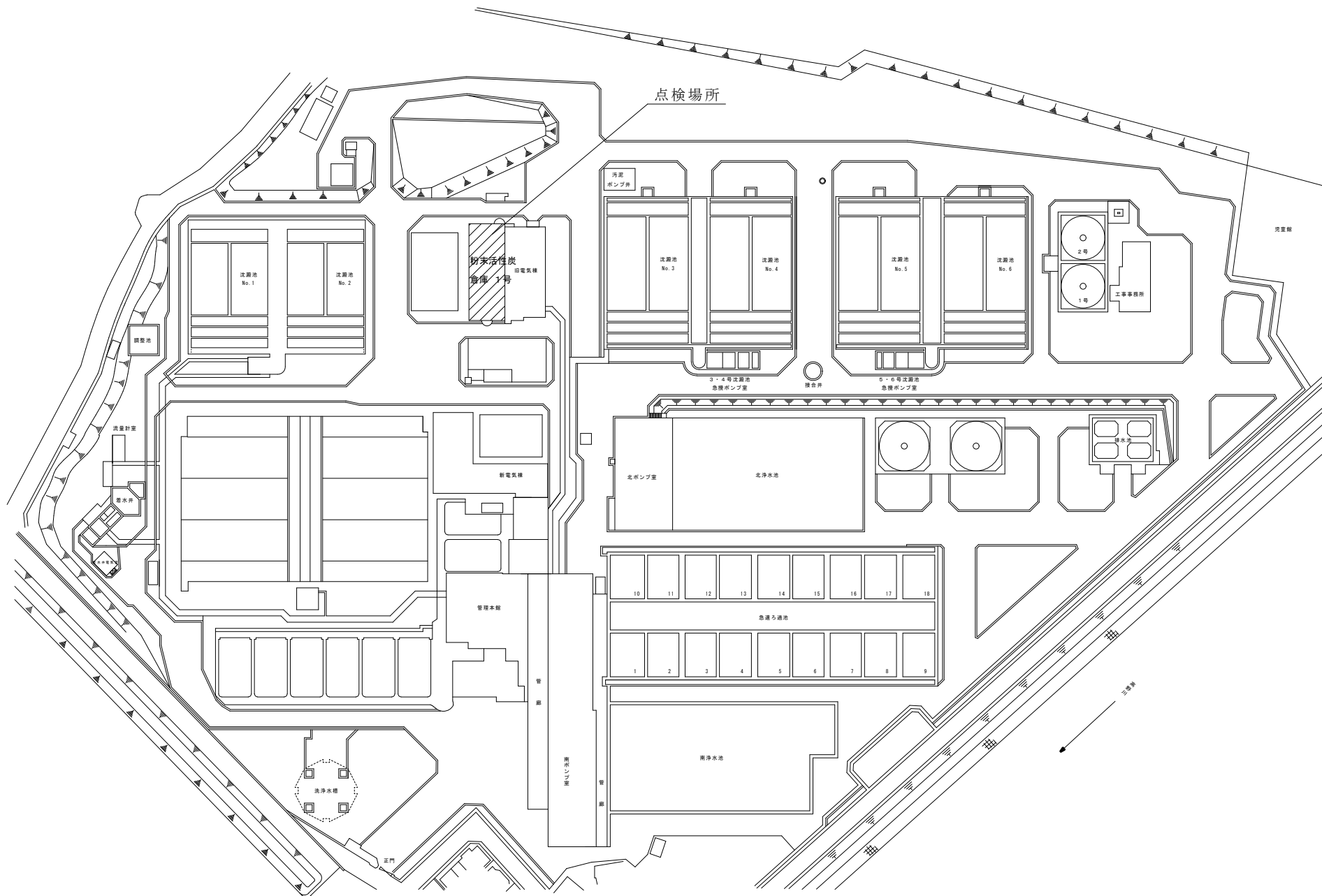
オ 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表（点検様式 3－4－1）

カ 内訳書（参考様式 3－4－2）

27 その他

- (1) 受注者は、作業の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、発注者の承認を受けること。
- (2) 受注者は、点検前に、点検計画、点検経路及び点検日時について、発注者と調整すること。
- (3) 点検に当たり、当該作業以外に、精密調査等が必要な場合は、発注者に報告すること。
- (4) 点検計画書（点検経路、点検箇所及び点検日時が確認できるもの）を提出し、発注者の承認を受けること。
- (5) 受注者は、点検に当たっては施設利用者のプライバシーを尊重し、施設利用者に負担をかけないように配慮すること。
- (6) 受注者は、作業の一括再委託を行ってはならない。
- (7) 受注者は、点検に図面等が必要な場合は、貸与品以外の資料については、自らの負担で作成すること。
- (8) 受注者は、作業上知り得た事項を当該作業に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (9) 本委託に関わる委託料は、作業完了後一括で支払う。

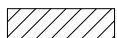
以 上



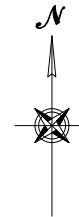
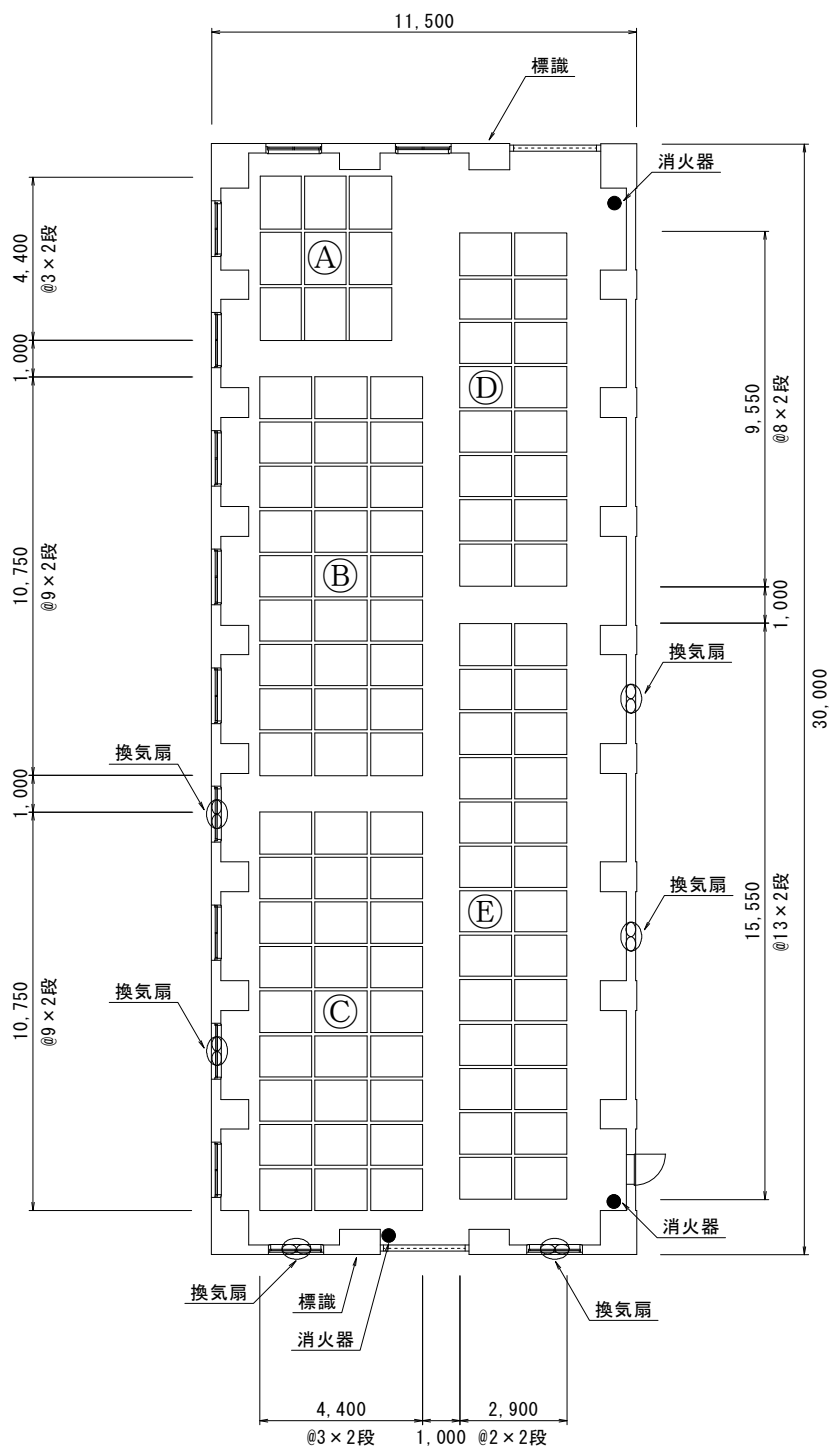
見取図 (S=1/1200)

参考：松ヶ崎浄水場 平面図

凡 例

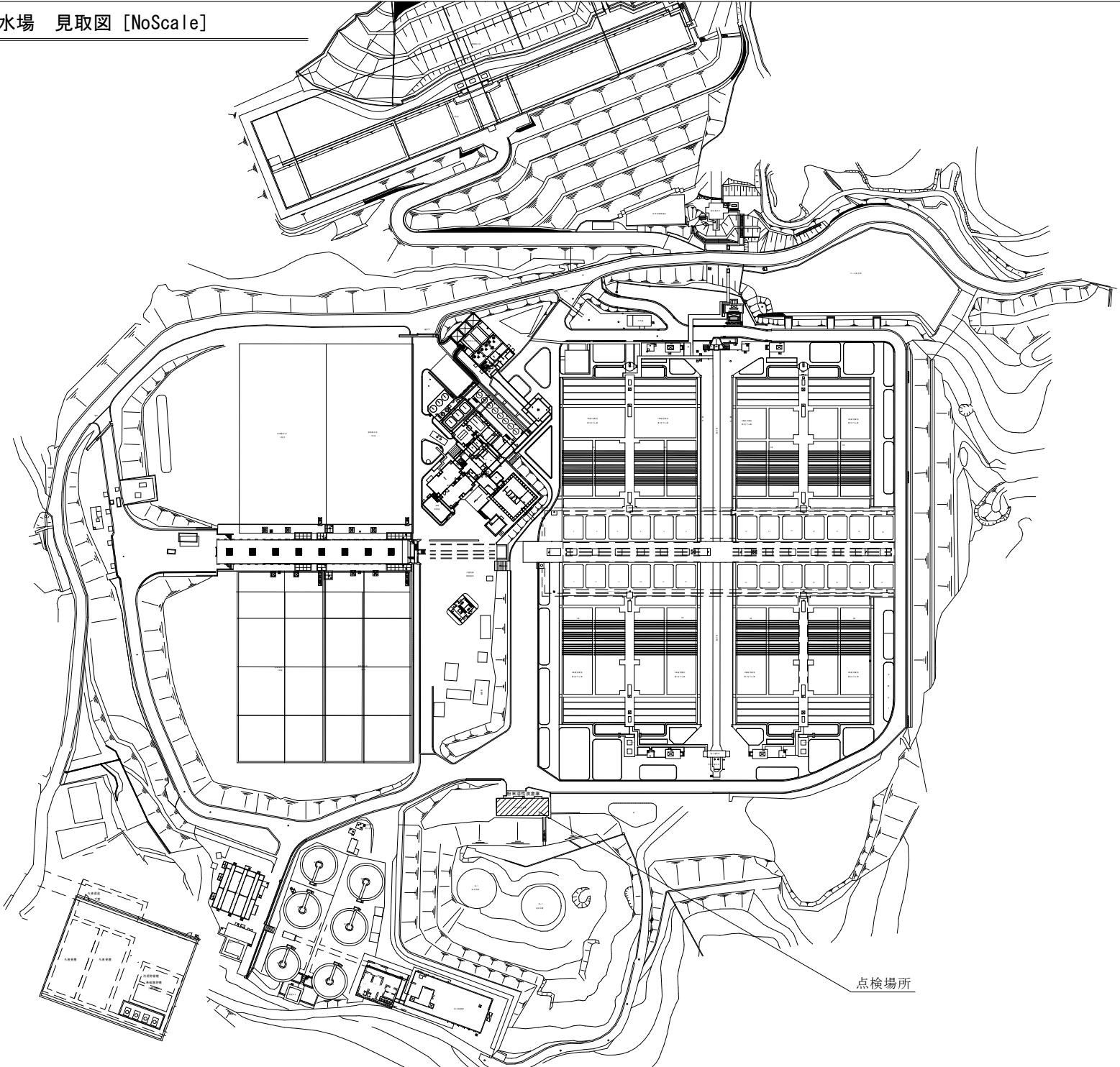


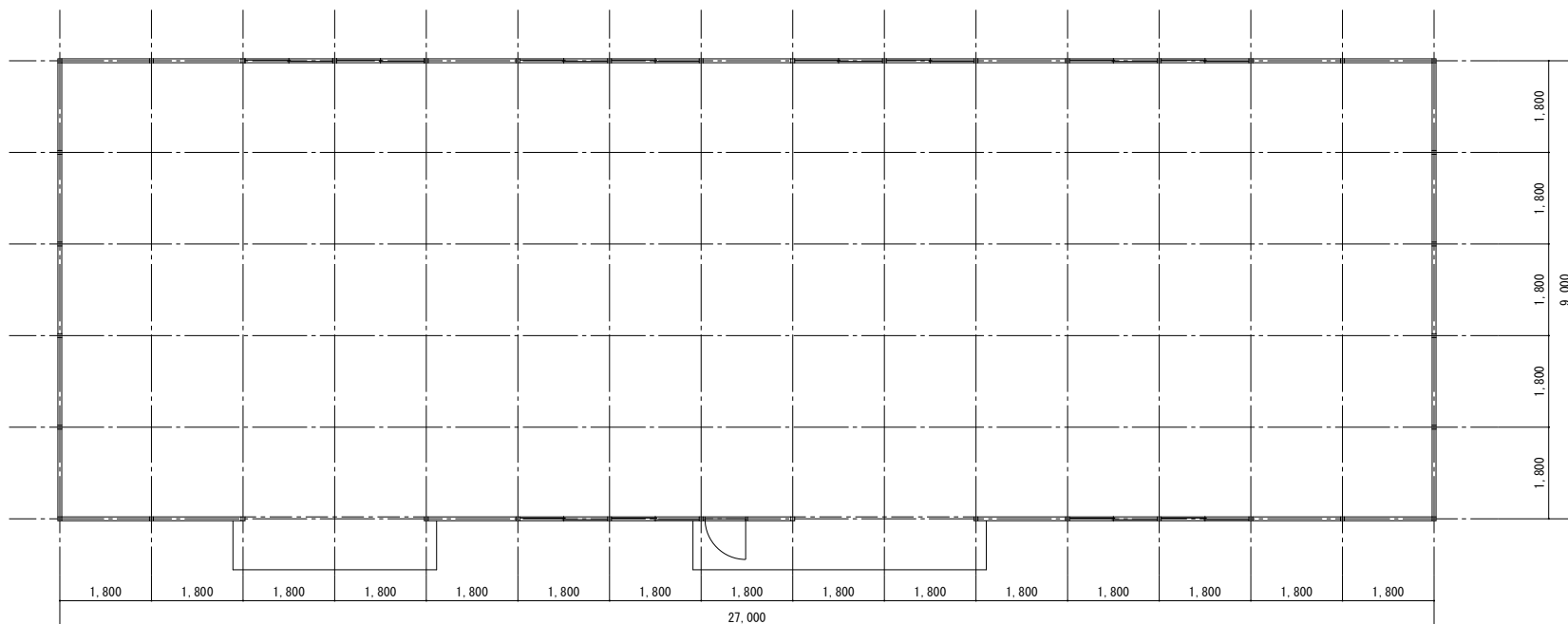
申請場所



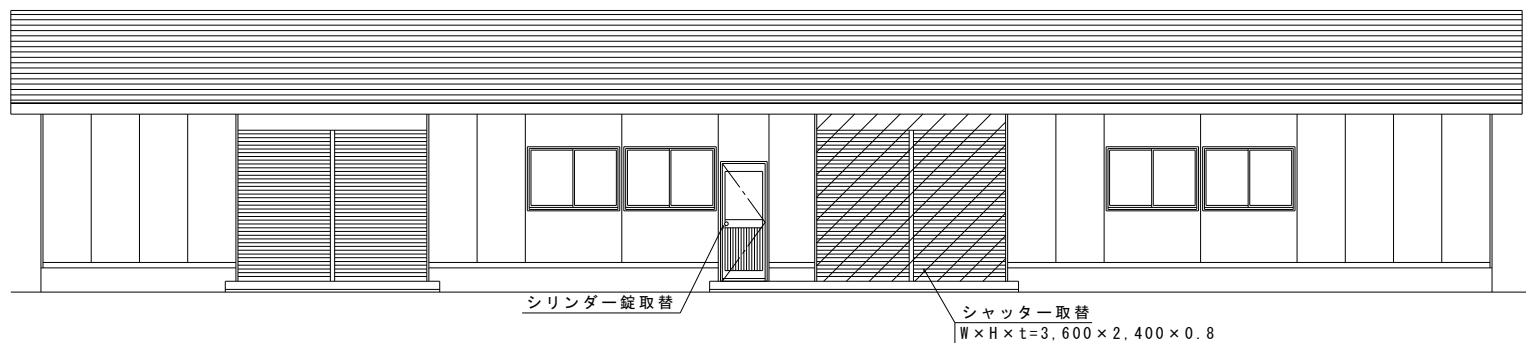
	幅 (m)	奥行 (m)	面積 (㎡)	数量 (t)
Ⓐ	3.55	4.40	15.62	18.0
Ⓑ	4.40	10.75	47.30	54.0
Ⓒ	4.40	10.75	47.30	54.0
Ⓓ	2.90	9.55	27.70	32.0
Ⓔ	2.90	15.55	45.10	52.0
計				210.0

粉末活性炭倉庫 1号 平面図

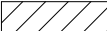




平面図 S=1/100



立面図 S=1/100

凡 例
 施行箇所

参考：新山科浄水場 粉末活性炭倉庫

点検の対象施設(棟単位)一覧

	施設名	所在地	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	延べ面積 (㎡)	用途	機械換気設備 の測定等 ※1の点検の有無	排煙設備の測定等 ※1の点検の有無
1	京都市上下水道局松ヶ崎浄水場 粉末活性炭倉庫(1号)	松ヶ崎浄水場内	RC造	1	0	348	粉末活性炭貯蔵倉庫	有(6台)	無
2	京都市上下水道局新山科浄水場 粉末活性炭倉庫	新山科浄水場内	鉄骨	1	0	246	粉末活性炭貯蔵倉庫	有(5台)	無

※1 測定等とは、換気量、温度、相対湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素含有率、二酸化炭素含有率、気流及び排煙風量の測定、並びに中央管理室における制御及び作動の状況の確認のことをいいます。

対象施設の貸与品一覧

	施設名	建築物の敷地及び構造の点検資料(3年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料(1年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料(2年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料(3年前)	設計図(建築)	設計図(電気)	設計図(機械)	竣工図(建築)	竣工図(電気)	竣工図(機械)	計画通知書	吹付けアスベストの分析結果資料	吹付け石綿の劣化状況の調査結果資料
1	京都市上下水道局松ヶ崎浄水場粉末活性炭倉庫(1号)	—	○(1, 電子)	○(1, 電子)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	京都市上下水道局新山科浄水場粉末活性炭倉庫	—	○(1, 電子)	○(1, 電子)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(凡例)
○:貸与可能であることを示す。
×:貸与不可であることを示す。
—:該当がないことを示す。
数字:貸与可能な数量を示す。
電子:貸与品の規格が電子を示す。
紙:貸与品の規格が紙を示す。

重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧

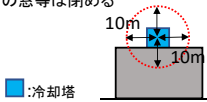
本資料は、「建築基準法（以下、「法」という。）」及び「京都市屋外広告物等に関する条例（以下、「条例」という。）」の点検において、要正項目等になり得るもののうち、重大な事故等につながる恐れのある事項を一覧にしたものである。

点検委託において、これらの事項の有無を確認し、抽出するための参考資料として位置づけ、施設所管部署が、被害をイメージし、応急措置など、速やかな対応をするための資料としての活用も想定し作成している。

一覧に記載されている事項が確認された場合は、重大な事故が発生し得ることから、速やかに応急措置等の対応を行うことが肝要である。

また、要正項目は、把握した箇所に限られる。把握できた箇所以外についても同様の事象が発生している可能性があることから、施設全体の危険性を把握するため、別途、詳細調査を行うことが必要である。

なお、本資料に記載している事項は一例であり、網羅されているものではなく、重大な事故等につながる恐れがあると考えられる事項は同様に抽出し、対応が必要である。

種別	点検項目	指摘内容	被害想定	ソフト面での応急措置	修繕工事（応急措置含む）
法第12条第4項（建築設備）	【設備機器全般】 	・設備機器の基礎がき裂又は破損している	・破損部分及び設備機器が落下又は転倒により歩行者が下敷きになる恐れがある	・歩行者が通行する範囲を立入禁止とする ・設備機器が落下又は転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする	・撤去及び必要に応じて修繕する ・施設運営上止むをえず通行する必要がある部分に落下物防衛施設（仮設足場等）を設置する ・破損した部品等がある場合は回収する
	【設備機器全般】 	・設備機器本体及び支持部材に変形、損傷、錆、腐食が見られる	・設備機器等が落下又は転倒により歩行者が下敷きになる恐れがある	・歩行者が通行する範囲を立入禁止とする ・設備機器が落下又は転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする	・撤去及び必要に応じて修繕する ・施設運営上止むをえず通行する必要がある部分に落下物防衛施設（仮設足場等）を設置する ・破損した部品等がある場合は回収する
	【換気扇】 	・故障している ・調理室等の必要換気量を満足していない ・ダンパーが故障（常時閉鎖）している	・換気できないことにより一酸化炭素中毒が発生し重大な人身事故の恐れがある	・調理器具等を使用禁止とする	・換気扇、ダンパーを修繕する
	【排気筒、排気フード及び煙突】 	・腐食により孔が開き排気ガス等が漏れている	・換気できないことにより一酸化炭素中毒が発生し重大な人身事故の恐れがある	・設備機器を使用禁止とする	・漏れている箇所を修繕する
	【冷却塔】 	・薬液注入装置が故障している	・レジオネラ属菌の増殖によりレジオネラ症を発症する恐れがある	・冷却塔運転時（冷房時）は10m以内を立入禁止とする ・冷却塔運転時（冷房時）は10m以内の外気取入口を塞ぎ、居室の窓等は閉める 	・冷却塔の清掃及び換水を実施する ・投入形式の薬剤を投入する
法第12条第4項（建築設備）	排煙設備 	・排煙機が故障している ・必要排煙風量を満足していない ・物品等により、排煙口が塞がれている	・火災時に排煙できないことにより避難に支障をきたし、火災に巻き込まれ重大な人身事故の恐れがある	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する ・懐中電灯を各部屋などに設置しておく ・排煙口を塞いでいる物品等を移動させる	・排煙機を修繕する
	非常用の照明装置 	・非常用照明装置が撤去されている ・非常用照明装置のランプが外されている ・点灯しない ・物品等が照明の妨げとなっている	・発災時に避難に時間がかかり、逃げ遅れる恐れがある	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する ・懐中電灯を各部屋などに設置しておく ・放置している物品等を移動させる ・ランプを設置する	・非常用照明装置を修繕する
	給水設備及び排水設備 	・防虫網が欠損している ・タンクが腐食又は欠損し漏水している ・内部に異物がある	・昆虫、鼠等がタンク内に侵入すること及び内部に異物があることで水質が汚染され、食中毒が発生する恐れがある	・飲料用として使用しない	・防虫網を修繕する ・異物を回収する ・水質検査を実施する
法第12条第4項（建築設備）	【ガス湯沸器】 	・排気筒又は煙道が破損している	・換気できないことにより一酸化炭素中毒が発生し重大な人身事故の恐れがある	・ガス湯沸器を使用禁止とする	・排気筒、煙道を修繕する

種別		点検項目	指摘内容	被害想定	ソフト面での応急措置	修繕工事(応急措置含む)
法第12条第4項(建築設備)	給水設備及び排水設備	【マンホール】 	・蓋が無い又は欠損している	・マンホール内へ落下し重大な人身事故の恐れがある	・板等で蓋をしたうえで、周囲を立入禁止とする	・新たな蓋を設置する
		【各配管】 	・配管に著しい腐食または漏水等がある	・ガス管の場合、火災が発生する恐れがある ・給湯管の場合、熱湯が吹き出し、火傷の恐れがある	・漏水等のある管が接続された設備機器を使用禁止とする	

※ 消防法等他法令の定期点検による要是正項目についても、適切に修繕工事を行うこと。